

第 23 回

高知県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

平成 28 年 2 月 26 日

高知県後期高齢者医療広域連合議会事務局

第23回 高知県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
議員席次	1
議事日程	2
出席議員	4
説明のために出席した者	4
議会事務局職員出席者	4
広域連合事務局職員出席者	4
開会の宣告	5
議事日程の報告	5
議第1号議案の採決	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
提出議案の上程及び提案理由説明	6
第1号議案の審議の宣告及び採決	8
副広域連合長のあいさつ	9
第2号議案から第4号議案の審議の宣告	10
事務局長の議案概要説明	10
第2号議案から第4号議案の質疑、討論、採決	11
第5号議案の審議の宣告	12
事務局長の議案概要説明	12
第5号議案の質疑、討論、採決	12
第6号議案の審議の宣告	13
事務局長の議案概要説明	13
第6号議案の質疑、討論、採決	14
第7号議案の審議の宣告	14
事務局長の議案概要説明	14
第7号議案の質疑、討論、採決	15
第8号議案の審議の宣告	16
事務局長の議案概要説明	16
第8号議案の質疑、討論、採決	17
第9号議案の審議の宣告	18
事務局長の議案概要説明	18
第9号議案の質疑、討論、採決	19
第10号議案の審議の宣告	20
事務局長の議案概要説明	20
第10号議案の質疑、討論、採決	21
第11号議案の審議の宣告	21

事務局長の議案概要説明	21
第11号議案の質疑、討論、採決	25
広域連合長の閉会挨拶	26
閉会の宣告	26

資 料

議案の送付について	27
議決一覧	28

招 集 告 示

高知県後期高齢者医療広域連合告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第101条第1項の規定に基づき、平成28年2月高知県後期高齢者医療広域連合議会第23回定例会を次のとおり招集する。

平成28年2月12日

高知県後期高齢者医療広域連合長 岡崎 誠也

記

- 1 日 時 平成28年2月26日（金）
午前10時30分
- 2 場 所 高知市本町4-1-32
こうち勤労センター
4階 研修室

議 員 席 次

- | | | |
|------------|------------|------------|
| 1番 板原 啓文 君 | 2番 池田 洋光 君 | 3番 戸梶 眞幸 君 |
| 4番 尾原 進一 君 | 5番 中田 勝利 君 | 6番 竹村 邦夫 君 |
| 7番 村田 秀作 君 | 8番 佐藤 徳治 君 | 9番 中平 順三 君 |
| 10番 橋本 保 君 | | |

議事日程

平成28年2月26日 午前10時30分開議

- 第1 議第1号議案 高知県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則議案
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 提出議案の提案理由説明
- 第5 第1号議案 高知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について
- 第6 第2号議案 高知県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例議案
- 第7 第3号議案 高知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例議案
- 第8 第4号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例議案
- 第9 第5号議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第10 第6号議案 高知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第11 第7号議案 高知県後期高齢者医療広域連合高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第12 第8号議案 平成27年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算

- 第13 第9号議案 平成27年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別
会計補正予算
- 第14 第10号議案 平成28年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第15 第11号議案 平成28年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別
会計予算

出席議員

1番	板原 啓文 君	2番	池田 洋光 君	3番	戸梶 眞幸 君
4番	尾原 進一 君	5番	中田 勝利 君	6番	竹村 邦夫 君
7番	村田 秀作 君	8番	佐藤 徳治 君	9番	中平 順三 君
10番	橋本 保 君				

説明のために出席した者

広域連合長	岡崎 誠也 君		
副広域連合長	岩崎 憲郎 君	橋詰 壽人 君	
代表監査委員	吉本 雅史 君		
会計管理者	佐竹 真紀 君		
事務局長	山中 宗司 君		

議会事務局職員出席者

事務局次長	松田 由紀 君		
書記	岡林 智也 君	多田 大祐 君	西村 琴美 君

広域連合事務局職員出席者

事業課長	小川 幹夫 君		
事業課課長補佐	大原 章 君	石元 幸司 君	
事業課係長	公文 浩司 君		

◎開会の宣告

○議長（竹村邦夫君） それでは、ただいまより、平成28年2月高知県後期高齢者医療広域連合議会第23回定例会を開会し、直ちに、本日の会議を開きます。

午前10時23分 開会

◎議事日程の報告

○議長（竹村邦夫君） それでは、議事日程の報告に移ります。これからの議事は、お手元に配布されております議事日程によりまして、進めてまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（竹村邦夫君） ご異議ないものと、認めます。
よって、これからの議事は、これにより進めることといたします。

◎議第1号議案の採決

○議長（竹村邦夫君） それでは、日程第1、議第1号議案高知県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則議案を議題といたします。

書記の朗読は、省略いたします。

では、お諮りいたします。この議案につきましては、議員の皆様から提出された議案であり、提案理由の説明は省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（竹村邦夫君） ご異議ないものと認めます。
よって、これより、議第1号議案を採決いたします。
議第1号議案につきましては、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（竹村邦夫君） 挙手全員であります。
よって、議第1号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（竹村邦夫君） つづきまして、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、議会会議規則第89条の規定により、議長が指名をいたします。

会議録署名議員は、4番尾原進一議員、8番佐藤徳治議員のお二人の方をお願いいたしますので、よろしく願いいたします。

◎会期の決定

○議長（竹村邦夫君） つづきまして、日程第3、会期の決定につきまして、議会会議規則第4条の規定により、お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日、2月26日の1日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（竹村邦夫君） ご異議ないものと認め、本日1日と決定いたしました。

◎提出議案の上程及び提案理由説明

○議長（竹村邦夫君） それでは、これより、日程第4、提出議案の提案理由説明に入ります。

第1号議案から第11号議案までを一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

（岡崎広域連合長挙手）

○議長（竹村邦夫君） 岡崎広域連合長。

○広域連合長（岡崎誠也君） おはようございます。

議員の皆様方におかれましては、ご多用中のところ、第23回高知県後期高齢者医療広域連合議会定例会にご出席いただき、まことにありがとうございます。

議案の説明に先立ち、後期高齢者医療制度を含めた医療保険制度改革について、国の動向等を含めまして申し上げます。

持続可能な医療保険制度を構築することをめざして昨年成立しました医療保険制度改革法では、平成30年度から国保の財政運営責任主体を都道府県に移行すること、また財政基盤の強化を図るために、平成29年度からは、後期高齢者支援金の全面報酬割の導入による財政支援1,700億円を上積みして、公費による毎年約3,400億円の財政支援の拡充が行われることとなっております。

併せまして、後期高齢者に係る保険料軽減特例については、段階的に縮小され、平成29年度からは原則として法律に定める本則に戻すことなどが決められています。

制度発足以来の大規模な医療保険制度改革が行われており、我々後期高齢者医療広域連合にとりましては、後期高齢者の方々の保険料軽減措置が本則に戻された場合には、被保険者の方々にご負担いただいております保険料への影響が懸念されることや、平成29年度からは消費税の引き上げが予定されていることなど、被保険者の方々の生活を取り巻く状況は厳しくなることが予想されます。

現在、団塊の世代の方々が前期高齢者となっており、2025年には、すべての団塊世代の方が後期高齢者に到達することから、今後医療費がさらに増加することが見込まれており、後期高齢者医療をどう支えていくかが重要な課題となっております。

当広域連合としては、増大する医療費の動向を見据えながら、引き続き医療費の適正化に取り組むとともに、昨年度に策定しました保健事業実施計画に基づき、被保険者の方々の健康づくりの推進にも積極的に取り組んでまいります。

今後とも国の動向を十分に注視しながら、高齢者の方々が必要な医療を適切に受けられますように、全国後期高齢者医療広域連合協議会等とも連携して、国に対し積極的に意見を述べてまいります。

さて、今定例会では、今後の保険財政の健全性の確保を図るために、平成28年度及び平成29年度に適用する保険料率を定める条例改正議案をご提案しております。

前回の保険料率の改定では、剰余金の活用等によりまして保険料率は据え置きすることができましたが、平成26年度以降、後期高齢者の一人当たりの医療費が増加してきており、今後2年間も一定の増額が見込まれているため、一人当たりの保険料額については、対前期比3.88%増となる59,187円とすることをご提案させていただいております。

被保険者の方々にとりまして負担増となりますことは、心苦しいところですが、今後の持続・安定した保険財政の運営を行うためには、やむを得ない改定でありますので、ご理解をお願い申し上げます。

新たな保険料率の改定につきましては、各市町村とも密に連携しながら、被保険者の皆様のご理解を得られるよう十分な周知に努めてまいります。

それでは、以下、議案についてご説明を申し上げます。

今回提案いたしました議案は、人事議案1件、条例議案6件、予算議案4件であります。

第1号議案の副広域連合長の選任同意議案につきましては、昨年12月23日に橋詰壽人氏の副連合長としての任期が満了となりましたので、今般引き続き副連合長として選任することについて、ご同意を求めるものであります。

橋詰氏は、南国市長として現在3期目を務められており、高知県市長会の副会長としてもご活躍されておられ、平成24年2月から当広域連合の副広域連合長をお務めいただいておりますので、引き続き副広域連合長として適任であると確信しております。

第2号議案、第3号議案及び第4号議案につきましては、平成28年4月1日施行

の行政不服審査法の全部改正に併せて、広域連合の関連する条例を改正するものです。

第6号議案につきましては、地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令の施行に合わせて、広域連合の条例を改正するものです。

第7号議案につきましては、保険給付費が増大する中で保険財政の均衡を図るために、平成28年度及び平成29年度の保険料率の改定などを行うものです。

第8号議案の平成27年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ240万円を減額し、総額を4,992万円とするものです。

第9号議案の平成27年度後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ106万8千円を減額し、総額を1,403億712万8千円とするものです。

第10号議案の平成28年度一般会計予算につきましては、当広域連合の総務部門に係る経費に関連する予算編成であり、当初予算の規模は対前年度当初比で1,747万5千円増の6,730万8千円となっております。

第11号議案の平成28年度後期高齢者医療特別会計予算につきましては、被保険者の医療費に係る保険給付に関連する予算編成であり、医療費の伸びが引き続き見込まれることから、当初予算規模は、対前年度当初比で44億3,300万円増の1,406億2,300万円となっております。

以上、提出いたしました議案につきまして、概要の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、適切なご決定をお願いいたします。

◎第1号議案の審議の宣告及び採決

○議長（竹村邦夫君） どうもありがとうございます。

それでは、これより日程の第5、第1号議案、高知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について議題といたします。

○議長（竹村邦夫君） 本議題は、平成27年12月23日付けで橋詰壽人副広域連合長の任期が満了となったことに伴いまして、新たな副広域連合長の選任を行うもので、書記の朗読は省略いたします。

○議長（竹村邦夫君） 副広域連合長につきましては、橋詰壽人南国市長を選任することに、同意を求めるものであります。

○議長（竹村邦夫君） では、お諮りいたします。

第1号議案につきましては、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（竹村邦夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、これより、第1号議案につきましては、これに同意することについて、賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（竹村邦夫君） 挙手全員であります。

○議長（竹村邦夫君） よって、第1号議案は、原案に同意することに決定いたしました。

午前10時38分

◎休憩の宣告

○議長（竹村邦夫君） 暫時、休憩といたします。

午前10時39分

◎再開の宣告

○議長（竹村邦夫君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎副広域連合長のあいさつ

○議長（竹村邦夫君） ただいま選任されました、橋詰壽人副広域連合長にご挨拶をお願いいたします。

○副広域連合長（橋詰壽人君） 改めまして、みなさん、こんにちは。

南国市長の橋詰でございます。

副広域連合長の就任にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、議員の皆様方のご同意を賜りまして、高知県後期高齢者医療広域連合の副連合長に選任いただき、誠に光栄に存じます。職責の重さに身の引き締まる思いがいたします。

医療保険制度につきましては、現在、大きな改革が進められているところでございますが、後期高齢者医療に関しましても年々増大することが見込まれております。医療費の抑制等、様々な課題がありますので、今後の国の動向を注視しながら、副広域連合長として岡崎広域連合長を助け、この広域連合組織及び後期高齢者医療制度の円滑な運営に、力を尽くしてまいりたい、このように考えております。

今後とも、議員の皆様方のご指導、ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます、大変簡単でございますが就任のごあいさつに代えさせていただきます。

ありがとうございました。

◎第2号議案から第4号議案の審議の宣告

- 議長（竹村邦夫君） それでは、つづきまして、日程の第6、第2号議案、高知県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例議案、日程第7、第3号議案、高知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例議案、及び、日程第8、第4号議案、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例議案の以上3議案は、関連がありますので、一括して議題といたします。
書記の朗読は省略いたします。
-

◎事務局長の概要説明

- 議長（竹村邦夫君） では、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。
事務局は着席したままで、説明をお願いいたします。

（山中事務局長挙手）

- 議長（竹村邦夫君） 山中事務局長。

- 事務局長（山中宗司君） それでは第2号議案から第4号議案につきまして、行政不服審査法改正に伴う行政不服審査制度の見直しに関連する条例改正でございますので、一括してご説明させていただきます。

議案及び説明書の3ページ及び定例会説明資料の5ページをお願いします。

行政不服審査法が、公平性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実・拡大の観点から、制定後50年ぶりに全部改正され、平成28年4月1日から施行されます。

主な改正点は3点で、1点目が審理員による審理手続制度の導入であり、原則として、処分に関与しない職員が審理員として指名され、審査請求人と処分庁等の主張を公平に審理することとされました。

2点目は、不服申し立ての手続きを審査請求に一元化することでございます。

3点目は、審査請求をすることができる期間を60日から3か月に延長することでございます。

1点目の審理員による審理手続制度の導入につきましては、行政不服審査法第9条第1項ただし書におきまして、条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合は適用しないこととされております。

第2号議案は情報公開条例につきまして、第3号議案は個人情報保護条例についてですが、当広域連合の情報公開制度及び個人情報保護制度におきましては、審査請求に対して、有識者からなる第三者機関である高知県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会による審査制度がすでに確立されており、現在も審理員が行う審理手続と同等の審理を行う体制であることから、現行の制度において審理・裁決の公正性は確保されていると考えられるため、条例に定めを設け当該規定

を適用除外とし、現行制度を継続いたします。

その他、不服申立ての手続きを審査請求に一元化することによる審査請求や裁決などの用語の整理や、不作為事件を審査会の諮問対象に追加するなど、救済手段の充実などの改正法の趣旨に合わせた規定の整備を行うため、情報公開条例と個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。

議案及び説明書の 8 ページをお願いします。

第 4 号議案行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、当広域連合行政手続き条例及び人事行政の運営等の状況の公表に関する条例における、不服申立ての手続きを審査請求に一元化することによる、文言の削除や修正を行う改正でございませぬ。

本議案につきましてはの説明は、以上です。

よろしくお願ひいたします。

◎第 2 号議案から第 4 号議案の質疑、討論、採決

○議長（竹村邦夫君） それでは、これより第 2 号議案、高知県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例議案、第 3 号議案、高知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例議案、及び第 4 号議案、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例議案の以上 3 議案に対する質疑を行います。

質疑はございませぬか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（竹村邦夫君） ないようでございませぬので、これにて、質疑は終了いたします。

○議長（竹村邦夫君） つづきまして、この 3 議案についての一括討論を行います。討論はございませぬか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（竹村邦夫君） 討論がございませぬので、討論は終了いたします。

これより、第 2 号議案、高知県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例議案、第 3 号議案、高知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例議案、及び第 4 号議案、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例議案の以上 3 議案を一括して採決いたします。

第 2 号議案、第 3 号議案及び第 4 号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（竹村邦夫君） 挙手全員であります。

よって、第2号議案、第3号議案及び第4号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎第5号議案の審議の宣告

○議長（竹村邦夫君） つづきまして、日程第9、第5号議案、高知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案を審議いたします。

書記の朗読は省略いたします。

◎事務局長の概要説明

○議長（竹村邦夫君） それでは、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（山中事務局長挙手）

○議長（竹村邦夫君） 山中事務局長。

○事務局長（山中宗司君） 第5号議案、高知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案について、ご説明をいたします。

議案及び説明書の9ページ及び定例会説明資料の16ページをお願いいたします。

これは、この条例第1条に記載されている引用元規定であります地方公務員法が改正となり、法第24条第2項が削除され、第6項の規定が繰り上がり第5項となったため、それに合わせまして引用元規定の項番号を整理する改正でございます。

本議案につきましての説明は、以上でございます。

◎第5議案の質疑、討論、採決

○議長（竹村邦夫君） これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（竹村邦夫君） これにて、質疑は終了いたします。

○議長（竹村邦夫君） つづきまして、第5号議案について討論を行います。
討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（竹村邦夫君） 討論がございませんので、討論は終了いたします。

これより、第5号議案、高知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案を採決いたします。

第5号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（竹村邦夫君） 挙手全員であります。

よって、第5号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎第6号議案の審議の宣告

○議長（竹村邦夫君） つづきまして、日程第10、第6号議案、高知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例議案を審議いたします。

書記の朗読は省略いたします。

◎事務局長の概要説明

○議長（竹村邦夫君） それでは、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（山中事務局長挙手）

○議長（竹村邦夫君） 山中事務局長。

○事務局長（山中宗司君） 第6号議案、高知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例議案について、ご説明をいたします。

議案及び説明書の10ページ及び定例会説明資料17ページをお願いいたします。

地方公務員災害補償法施行令の一部が改正されまして、厚生年金保険法による年金たる給付が支給される場合に、労災年金に乗じる調整率が0.86から0.88に変更

されることとなったため、それに合わせまして、当広域連合条例を改正するものでございます。

説明は、以上でございます。

◎第6議案の質疑、討論、採決

○議長（竹村邦夫君） それでは、これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（竹村邦夫君） これにて、質疑は終了いたします。

○議長（竹村邦夫君） つづきまして、第6号議案について討論を行います。

討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（竹村邦夫君） 討論がございませんので、討論は終了いたします。

これより、第6号議案、高知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例議案を採決いたします。

第6号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（竹村邦夫君） 挙手全員であります。

よって、第6号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎第7号議案の審議の宣告

○議長（竹村邦夫君） つづきまして、日程第11、第7号議案、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案を審議いたします。

書記の朗読は省略いたします。

◎事務局長の概要説明

○議長（竹村邦夫君） それでは、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

(山中事務局長挙手)

○議長（竹村邦夫君） 山中事務局長。

○事務局長（山中宗司君） 第7号議案、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案についてご説明いたします。

議案及び説明書の11ページ及び定例会説明資料の35ページをお願いいたします。

この議案は、平成28年度及び平成29年度の後期高齢者医療保険料率を定めるとともに、軽減対象者の拡大について改正を行うものでございます。

定例会説明資料35ページの新旧対照表の方でご説明させていただきます。

左が改正案で、右が現在の条文で、改正する部分を下線で示しております。

第9条及び第10条は、後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに保険財政の均衡を保てるように見直すこととされておりますことから、平成28年度、29年度の保険料率を定めるものでございます。

広域連合が負担します保険給付費は、これまでの医療給付費の状況などを基に推計した結果、医療の高度化や、介護療養病床が医療療養病床に転換している流れなどを踏まえまして、今後とも増加していくものと見込まれ、保険料設定の前提となります平成28年度及び平成29年度の2年間の保険給付費等の費用額の総額は、約2,864億円になると見込んでおります。

一方、これに対します、国、県、市町村の負担金や支払基金からの交付金などの収入額は、約2,608億円と見込まれておりまして、これまでの剰余金29億4,700万円の活用と合わせ、約226億6,000万円が保険料として被保険者の方々に負担していただく額となると見込んでおります。

この額を基に、財政の均衡を保つために必要な保険料率を算定した結果、現行の所得割率10.35%を11.42%に、被保険者均等割額51,793円を54,394円に引き上げるものでございます。

次に、第15条第1項第2号及び第3号は、所得の少ない方の保険料負担の軽減を図るため、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に合わせ、被保険者均等割の軽減のうち、2割軽減及び5割軽減につきまして、対象者の拡大を図れるよう、2割軽減については、被保険者数に乗ずる47万円を48万円に、5割軽減については、被保険者数に乗ずる26万円を26万5千円に、軽減判定所得を引き上げるものでございます。

説明については、以上でございます。

◎第7議案の質疑、討論、採決

○議長（竹村邦夫君） それでは、これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（竹村邦夫君） ないようですので、これにて質疑は終了いたします。

○議長（竹村邦夫君） つづきまして、第7号議案について討論を行います。
討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（竹村邦夫君） 討論がございませんので、討論は終了いたします。
これより、第7号議案、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する
条例の一部を改正する条例議案を採決いたします。
第7号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（竹村邦夫君） 挙手全員であります。
よって、第7号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎第8号議案の審議の宣告

○議長（竹村邦夫君） つづきまして、日程第12、第8号議案、平成27年度高知県後
期高齢者医療広域連合一般会計補正予算を審議いたします。
書記の朗読は、省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（竹村邦夫君） では、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（山中事務局長挙手）

○議長（竹村邦夫君） 山中事務局長。

○事務局長（山中宗司君） 第8号議案、平成27年度高知県後期高齢者医療広域連合
一般会計補正予算についてご説明いたします。
議案及び説明書の13ページをお願いいたします。
今回の一般会計の補正予算案は、歳入歳出それぞれ240万円を減額するものでご

ざいまして、補正後の総額は、4,992万円となります。

22ページをお願いいたします。

まず歳出からご説明させていただきます。総務費、総務管理費の一般管理費でございますが、総務課職員人件費の実績が、当初予算より少なくなる見込みとなりましたことから、派遣職員に係る派遣元市町村への人件費負担金の減額で、240万円の減額となっております。

19ページをお願いいたします。

次に歳入でございますが、市町村負担金の693万4千円の減額は、先ほどの人件費負担金の減額に加えまして、預金利子などのその他の収入が増額となったことから、主な財源である市町村負担金を減額するものでございます。

20ページをお願いします。

財政調整基金繰入金の248万6千円の増額は、前年度の一般会計の剰余金を基金に積み立てておりましたものを全額取り崩して一般会計における事務費にあて、市町村負担金の軽減を図るものでございます。

21ページをお願いいたします。

諸収入の連合預金利子の204万8千円の増額は、普通預金及び定期預金の利息収入が見込まれることによるものでございます。

以上が、平成27年度一般会計補正予算の概要でございます。よろしくをお願いいたします。

◎第8号議案の質疑、討論、採決

○議長（竹村邦夫君） それでは、これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（竹村邦夫君） ないようでございますので、質疑は終了いたします。

○議長（竹村邦夫君） つづきまして、第3号議案について討論を行います。

討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（竹村邦夫君） 討論がございませんので、討論は終了いたします。

これより、第8号議案、平成27年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算を採決いたします。

第8号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（竹村邦夫君） 挙手全員であります。

よって、第8号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎第9号議案の審議の宣告

○議長（竹村邦夫君） つづきまして、日程第13、第9号議案、平成27年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算を審議いたします。

書記の朗読は、省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（竹村邦夫君） 議案の概要につきましては、事務局に説明を求めます。

（山中事務局長挙手）

○議長（竹村邦夫君） 山中事務局長。

○事務局長（山中宗司君） 第9号議案、平成27年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明いたします。

議案及び説明書の23ページをお願いいたします。

この補正予算は、第1条のとおり、歳入歳出それぞれ106万8千円を減額し1,403億712万8千円とするものでございます。

補正内容についてでございますが、31ページをお願いいたします。

まず、歳出についてご説明させていただきます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費の派遣職員人件費負担金の440万円の減額は、市町村から派遣されております事業課職員15名の給与の実績見込みによりまして、市町村への負担金が減額となるものでございます。

32ページをお願いします。

2款の保険給付費で、訪問看護療養費について、在宅医療の推進等による訪問看護ステーションの増加などによります費用の増額、高額療養費につきましても、医療の高度化などにより、当初の見込みより増額が見込まれるため、療養給付費を2億9,020万円減額し、370万円を訪問看護療養費へ、2億8,650万円を高額療養費へ、増額の補正を行うもので、この補正につきましては保険給付費の合計額としては変更はございません。

33ページをお願いいたします。

7款の諸支出金は、全国共通の高齢者医療制度の標準システムの仕様によりまして、重複交付となっておりました過年度の80万円を超える高額医療費負担金を返還

するものでございます。

次に歳入についてご説明いたします。

少し戻っていただいて 29 ページをお願いいたします。

1 款、市町村支出金、1 項、市町村負担金、1 目、事務費負担金につきましては、後期高齢者医療の資格管理・賦課・給付業務を行う事業課職員 15 人の人件費が、実績見込から減額となることに伴いまして、財源である市町村からの負担金を 440 万円減額するものでございます。

30 ページをお願いします。

6 款、繰入金、1 項、基金繰入金、2 目、事業運営基金繰入金につきましては、高額医療費負担金等の返還に伴う財源として、事業運営基金の取り崩しを行うものでございます。

説明は、以上でございます。

◎第 9 号議案の質疑、討論、採決

○議長（竹村邦夫君） これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（竹村邦夫君） ないようでございますので、質疑は終了いたします。

○議長（竹村邦夫君） つづきまして、第 9 号議案について討論を行います。

討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（竹村邦夫君） 討論がございませんので、討論は終了いたします。

これより、第 9 号議案、平成 27 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算を採決いたします。

第 9 号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（竹村邦夫君） 挙手全員であります。

よって、第 9 号議案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎第10号議案の審議の宣告

- 議長（竹村邦夫君） つづきまして、日程第14、第10号議案、平成28年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を審議いたします。
書記の朗読は、省略いたします。
-

◎事務局長の議案概要説明

- 議長（竹村邦夫君） では、議案の概要につきましては、事務局に説明を求めます。

（山中事務局長挙手）

- 議長（竹村邦夫君） 山中事務局長。

- 事務局長（山中宗司君） 第10号議案、平成28年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてご説明いたします。

議案及び説明書の35ページをお願いいたします。

平成28年度の一般会計当初予算は、第1条のとおり歳入歳出それぞれ6,730万8千円で、今年度より1,747万5千円の増額となっております。また、一時的に資金が不足した場合の一時借入金の限度額は、1千万円としております。

予算総額が増額となった主な要因は、現在広域連合の事務所があります保健衛生総合庁舎が新庁舎建設のため、平成28年度に取り壊しが決まっております、事務所移転に係る経費が必要となり、増額となったものでございます。

45ページをお願いいたします。

歳出について主なものをご説明いたします。

1款、1項、1目の議会費は、広域連合議会を開催するための経費で、63万4千円を計上しております。

46ページをお願いします。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は、事務局の総務部門を運営する経費でございまして、主なものは47ページ19節、負担金、補助及び交付金の事務局長及び総務課の職員合わせて5名の、派遣元でございます県や市町村への人件費負担金が3,500万円の他、12節役務費が事務所移転に伴いまして、移転後の通信回線整備や電話設置に係る費用、事務所移転仲介手数料などのため、338万9千円、また14節、使用料及び賃借料が、移転後の事務所賃借料や敷金、共益費などのため、1,613万3千円となっております。

つづきまして歳入、41ページをお願いいたします。

歳入につきましては、そのほとんどを占めております1款、分担金及び負担金、1項、負担金、1目、市町村負担金は、事務局長及び総務課職員の人件費をはじめとしました一般管理費や議会費を賄うための市町村からの負担金で6,629万5千円を見込んでおります。市町村負担金も事務所移転経費の増により27年度より1,747

万5千円の増となっております。

平成28年度一般会計予算の説明につきましては、以上でございます。

◎第10号議案の質疑、討論、採決

- 議長（竹村邦夫君） それでは、これより質疑を行います。
質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（竹村邦夫君） ないようでございますので、これにて質疑は終了いたします。

- 議長（竹村邦夫君） つづきまして、第10号議案について討論を行います。
討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（竹村邦夫君） 討論がございませんので、討論は終了いたします。
これより、第10号議案、平成28年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を採決いたします。
第10号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- 議長（竹村邦夫君） 挙手全員であります。
よって、第10号議案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。
-

◎第11号議案の審議の宣告

- 議長（竹村邦夫君） つづきまして、日程第15、第11号議案、平成28年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を審議いたします。
書記の朗読は、省略いたします。
-

◎事務局長の議案概要説明

- 議長（竹村邦夫君） では、議案の概要につきまして事務局に説明を求めます。

（山中事務局長挙手）

○議長（竹村邦夫君） 山中事務局長。

○事務局長（山中宗司君） 第11号議案、平成28年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

議案及び説明書の53ページをお願いいたします。

まず、歳入歳出の総額は、第1条のとおり、1,406億2,300万円でございます。この歳入歳出の総額は、対前年度比3.26%、44億3,300万円の増額となっております。

また、一時的に資金が不足した場合の一時借入金の限度額は30億円としております。

歳入歳出予算の内容についてご説明させていただきます。69ページをお願いいたします。

まず、歳出からご説明させていただきます。

1款、総務費につきましては、医療費の保険給付を行うための、被保険者の資格管理、保険料賦課、給付などの事務的経費で、3億3,261万4千円を計上しております。

主なものとして、12節、役務費の通信運搬費は、被保険者への医療費通知や高額療養費などの支給決定通知の郵便料の経費として、3,445万9千円を、また、レセプト点検に必要な、レセプトの画像処理の手数料として1,292万9千円、交通事故など第三者が原因となって発生した医療費の求償事務に要する国保連合会への手数料として2,065万3千円を計上しております。

70ページをお願いいたします。

13節、委託料は、被保険者の資格管理や保険料の賦課などの事務に使用しております電算処理システム関係の経費としてシステムの機能強化の不具合への対応などの運用等委託料として2,824万2千円を、また、電算処理システムに使用しております機器などの保守等委託料2,196万8千円を計上しております。

次のレセプト点検等委託料は、医療機関からの診療報酬の請求内容や被保険者資格が適正なものかどうかの点検や、国の特別調整交付金の申請のために必要な結核・精神に係る該当レセプトの把握と抽出のための委託料でございまして、4,438万4千円を計上しております。

また、後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品利用差額通知業務等委託料として、2,159万1千円を計上しており、通知回数を年2回から年4回に見直して、利用促進を図るものでございます。

71ページをお願いいたします。

19節の派遣職員人件費負担金は、事業部門の職員15名の派遣元市町村への人件費分として、9,750万円を計上しております。

また、28年度からの新規事業として、重複・頻回受診者訪問指導業務補助金で、98万2千円を計上しておりますが、これは市町村の職員による対象者の訪問に対して、補助金を交付するものでございます。

72ページをお願いいたします。

2 款、保険給付費、1 項、療養諸費につきましては、保険医療機関へ診療報酬を支払います療養給付費や、柔道整復やコルセットなどの現金給付のための療養費や、国保連合会への審査支払手数料などで、前年度と比べ 37 億 5,684 万 9 千円増となる 1,330 億 6,017 万 7 千円を計上しております。

73 ページをお願いします。

2 項、1 目の高額療養費につきましては、1 ヶ月の自己負担が所得に応じた一定の限度額を超えた部分につきまして支給するもので、66 億 1,905 万 3 千円を計上しております。

2 目の高額介護合算療養費は、高齢者医療と介護保険の自己負担の合計が、一定の限度額を超えた部分につきまして支給するもので、1 億 4,064 万円を計上しております。

3 項、その他医療給付費のうち、1 目、葬祭費は、1 件あたり 3 万円の支給をしておりまして、合計で 2 億 1,981 万円を計上しております。

74 ページをお願いいたします。

3 款、1 項、1 目の財政安定化基金拠出金、5,680 万 9 千円は、保険料の収納不足や、予想を上回る給付の増大による財政赤字に対応するため、高知県に設置されています基金に、国、県、広域連合が保険給付費の 0.041%をそれぞれ拠出するものでございます。

75 ページをお願いいたします。

4 款、1 項のうち、1 目の特別高額医療費共同事業拠出金 4,097 万 2 千円につきましては、1 件 400 万円を超える高額な医療費の発生による保険財政の悪化を避けるため、国保中央会が実施しております、全国の広域連合が共同で負担する仕組みでございます特別高額医療費共同事業に対する拠出金でございます。

76 ページをお願いいたします。

5 款保健事業費の 1 項、1 目、健康診査費 8,397 万 9 千円は、被保険者の健康診査を市町村に委託して実施していただく経費と、国保連合会に委託して行います医療機関等への健診費用の支払事務等に要する経費と、28 年度からの新規事業としまして、高知県歯科医師会に委託して行います歯科健診の実施に要する経費を計上しております。

健康診査につきましては、受診率の向上を図るため、26 年度から受診券を対象者全員に送付しておりますが、被保険者の健康づくりを進めるために、28 年度の受診券事前送付対象者の見直しを行いまして、従来の生活習慣病以外者に加えまして、前年度 75 歳到達者にも拡大するとともに、希望者も受診対象に加える見直しを行います。

歯科健診につきましては、咀嚼・嚥下機能などの高齢者の特性に着目した歯科健診を行うことで、被保険者の健康の保持・促進を図るものです。歯科健診の自己負担は無料として、歯科医師会の方から、県内の歯科医院に協力を呼び掛けていただき、10 月ごろからを目処に実施していきます。

2 目の健康増進事業費 2,500 万円は、市町村が行います健康教室や、人間ドック、

はり、きゅうマッサージ施術助成など被保険者の健康増進事業に対する補助金を計上し、各市町村で実施する被保険者の健康づくり事業を進めていくこととしております。

78 ページをお願いいたします。

6 款に昨年度までありました臨時特例基金積立金につきましては、27 年度から国が各年度の必要額を、交付金として交付する方式に見直され、27 年度末で基金を廃止する予定でございますので、28 年度は予算科目が廃止となっております。

次に歳入について、主なもののご説明をさせていただきます。

議案及び説明書を戻っていただいて 61 ページをお願いいたします。

1 款、市町村支出金のうち、1 項、1 目の事務費負担金 3 億 2,644 万 8 千円は、特別会計で支出しております人件費などの事務費を賄うための市町村からの負担金でございます。

2 目、保険料負担金 103 億 1,073 万 8 千円のうち、保険料負担金 72 億 3,797 万 7 千円は、市町村が徴収いたしました保険料を、広域連合へ納付するものでございます。

基盤安定負担金の 30 億 7,276 万 1 千円は、所得の低い方の保険料の軽減分として、市町村が県負担金と合わせまして広域連合へ納付するものでございます。

3 目の療養給付費負担金は、自己負担割合が 1 割負担の方の保険給付費について、市町村が負担する 12 分の 1 の、112 億 9,133 万 6 千円を計上しております。

62 ページをお願いいたします。

2 款、国庫支出金、1 項、国庫負担金のうち、1 目の療養給付費負担金 338 億 7,400 万 8 千円は、対象給付費に対しまして、国が負担する 12 分の 3 を計上しております。

2 目の高額医療費負担金は、レセプト 1 件あたり 80 万円を超える医療費につきまして、その 4 分の 1 ずつを国、県が負担するもので、国の負担分としまして、5 億 8,088 万 9 千円を計上しております。

次に、2 項、国庫補助金、1 目、調整交付金のうち、広域連合間の所得格差によります保険料への影響を緩和するための普通調整交付金を、127 億 9,501 万 3 千円計上しております。

また、特別調整交付金につきまして、結核・精神関係の給付費が、保険給付費に占める比率が高い場合などに交付されることとなっておりますので、7 億 8,318 万 6 千円を計上しております。

5 目、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金 9 億 5,767 万 1 千円は、制度の円滑な運営のための保険料軽減対策の財源として国から交付されるものでございます。

63 ページをお願いします。

3 款の県支出金、1 項、県負担金、1 目、療養給付費負担金は、対象給付費の 12 分の 1 の 112 億 9,133 万 6 千円を、また、2 目、高額医療費負担金は、国庫負担金と同額の 5 億 8,088 万 9 千円を計上しております。

64 ページをお願いします。

4 款、1 項、支払基金交付金の、1 目、後期高齢者交付金の 564 億 4,621 万 6 千

円は、国保などの医療保険者が拠出したしました後期高齢者支援金を、社会保険診療報酬支払基金を通じ、交付を受けるものでございます。

65 ページをお願いします。

5 款、特別高額医療費共同事業交付金の 2,757 万 3 千円は、レセプト 1 件あたり 400 万円を超える医療費の発生による財政負担の軽減を図るために、国保中央会から交付を受けるものでございます。

66 ページをお願いいたします。

6 款、基金繰入金のうち、昨年度までありました臨時特例基金繰入金につきましては、基金積立金の歳出予算でもご説明いたしましたとおり、27 年度末で基金を廃止いたしますので、28 年度は予算科目が廃止となるものでございます。

2 目、事業運営基金繰入金 10 億 3,492 万 4 千円につきましては、第 5 期保険料率の引き上げを抑えるための財源として、基金から繰り入れるものでございます。

68 ページをお願いします。

8 款の諸収入、3 項、雑入、1 目、第三者納付金の 2 億 3,903 万円は、交通事故など第三者による怪我の治療などに要した医療費について損害賠償請求権に係る納付金を計上しております。

以上で、平成 28 年度後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

◎第11号議案の質疑、討論、採決

○議長（竹村邦夫君） これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（竹村邦夫君） ないようでございますので、質疑は終了いたします。

○議長（竹村邦夫君） つづきまして、第11号議案について討論を行います。

討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（竹村邦夫君） 討論がございませんので、討論は終了いたします。

これより、第11号議案、平成28年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

第11号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（竹村邦夫君） 挙手全員であります。

よって、第11号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎広域連合長の閉会挨拶

○議長（竹村邦夫君） 以上をもちまして、本定例会の議事はすべて終了いたしました。

（岡崎広域連合長挙手）

○議長（竹村邦夫君） 岡崎広域連合長。

○広域連合長（岡崎誠也君） 本日は、議員の皆様方におかれましては、年度末を控えまして、ご多用のなか、お集まりをいただき、熱心にご審議を賜り、誠にありがとうございました。

後期高齢者医療制度は、平成28年度で発足して9年目を迎え、制度としては安定してきておりますけれども、高齢化の進行により、被保険者数及び医療費ともに年々増加傾向にあります。

今後、増え続けていきます医療費に対しまして、医療費適正化の観点からの保健事業の充実にも積極的に力を入れていく必要がありますので、関係市町村との連絡を密にしながら事業運営を進めていくことが重要であります。

高齢者の方々が引き続き適切な医療が受けられ、安心して生活ができる制度の充実に向けまして、国等の関係機関の動向等を注視してまいりますので、議員の皆様方の今後とものご支援をお願い申し上げます。

本日、すべての関連議案をそれぞれ議決いただきましたけれども、議員の皆様方におかれましては、ご健康に留意されまして、益々のご活躍をいただきますようご祈念申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（竹村邦夫君） これをもちまして、平成28年2月高知県後期高齢者医療広域連合議会第23回定例会を閉会いたします。

議事運営にご協力を賜り、まことにありがとうございました。

午前11時26分 閉会

資 料

27 高後広第 922 号
平成 28 年 2 月 12 日

高知県後期高齢者医療広域連合議会
議長 竹村 邦夫 様

高知県後期高齢者医療広域連合長 岡崎 誠也

議案の送付について

平成28年2月高知県後期高齢者医療広域連合議会第23回定例会に提出するため、下記の議案について説明書を添えて送付します。

記

- 第1号議案 高知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について
- 第2号議案 高知県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例議案
- 第3号議案 高知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例議案
- 第4号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例議案
- 第5号議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第6号議案 高知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第7号議案 高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第8号議案 平成27年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
- 第9号議案 平成27年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第10号議案 平成28年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第11号議案 平成28年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

平成 28 年 2 月高知県後期高齢者医療広域連合議会
第 23 回定例会 議決の結果

議案番号等	件 名	議決内容
第 1 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について	同 意
第 2 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例議案	原案可決
第 3 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例議案	原案可決
第 4 号議案	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例議案	原案可決
第 5 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案	原案可決
第 6 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例議案	原案可決
第 7 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案	原案可決
第 8 号議案	平成 27 年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算	原案可決
第 9 号議案	平成 27 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算	原案可決
第 10 号議案	平成 28 年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	原案可決
第 11 号議案	平成 28 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	原案可決

地方自治法第292条において準用する同法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員